

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

① 主要な眺望点の分布及び概要

対象事業実施予定地及びその周辺の主要な眺望点は表 3.1.6-1、図 3.1.6-1に示すとおりである。

表 3.1.6-1 主要な眺望点

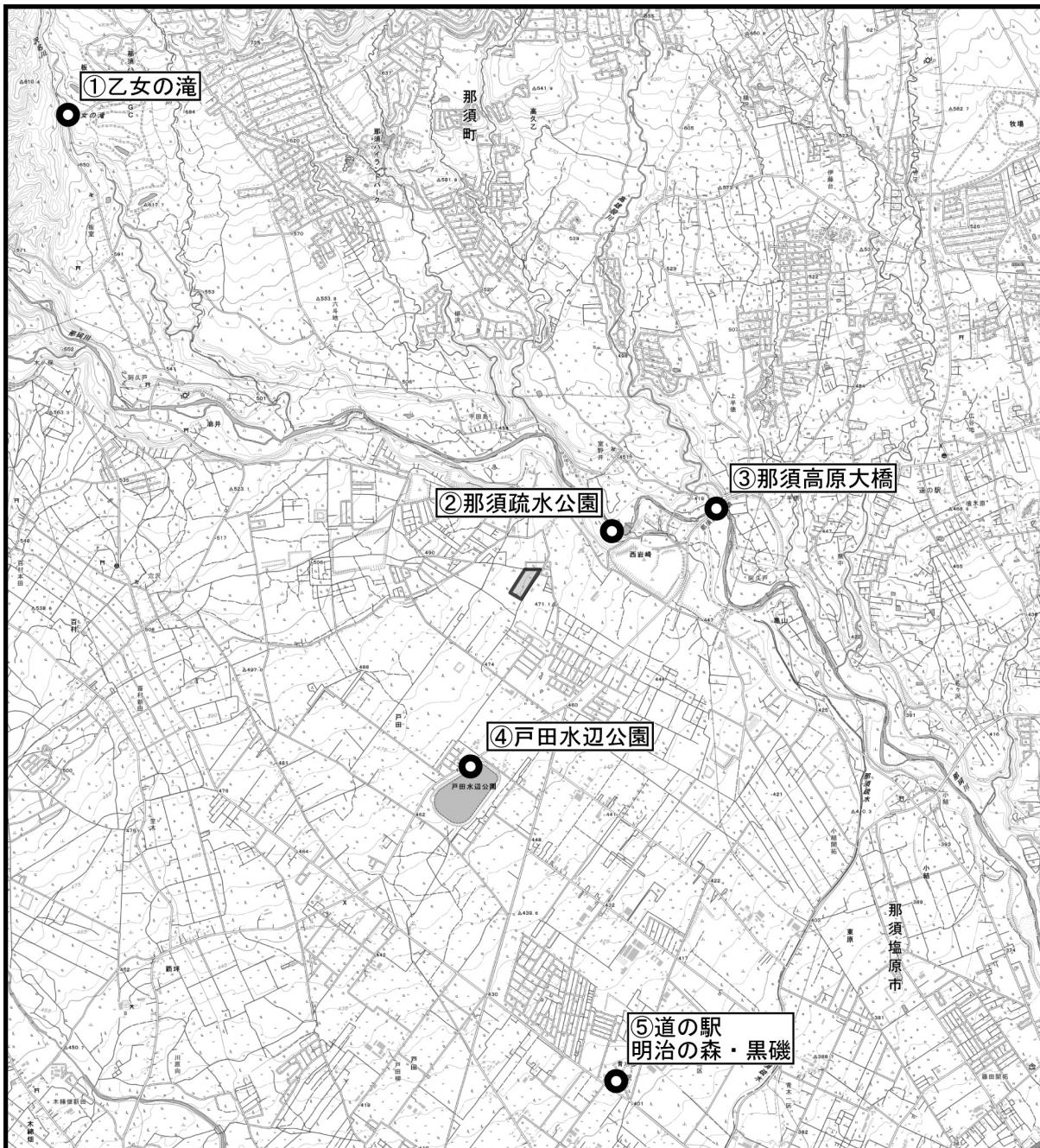
番号	名称	概 要
①	乙女の滝	白笹山から流れる沢名川にある幅約 5 m、落差約10数mの美しい滝で、季節や水量によっていろいろな表情を見ることができる。景観資源としても指定されている。
②	那須疏水公園	公園内にある那須疏水旧取水施設は、国の重要文化財に指定されている。
③	那須高原大橋	県道30号線に架り、那珂川を越え那須塩原市と那須町を結ぶ橋であり、那須連山が一望できる。
④	戸田水辺公園	戸田調整池に面した公園。
⑤	道の駅明治の森・黒磯	道の駅内にある旧青木家那須別邸は、明治時代、ドイツ公使、外務大臣等を務めた青木周蔵が那須別邸として建てた建造物で、国重要文化財に指定されている。

出典：「黒磯観光名所案内」（黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月）

「那須町観光ガイド」（那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月）

② 景観資源

対象事業実施予定地及びその周辺の景観資源は図 3.1.6-2に示すとおり河川景観である「乙女の滝」がある。



凡例

- ：対象事業実施予定地
- ：主要な眺望点

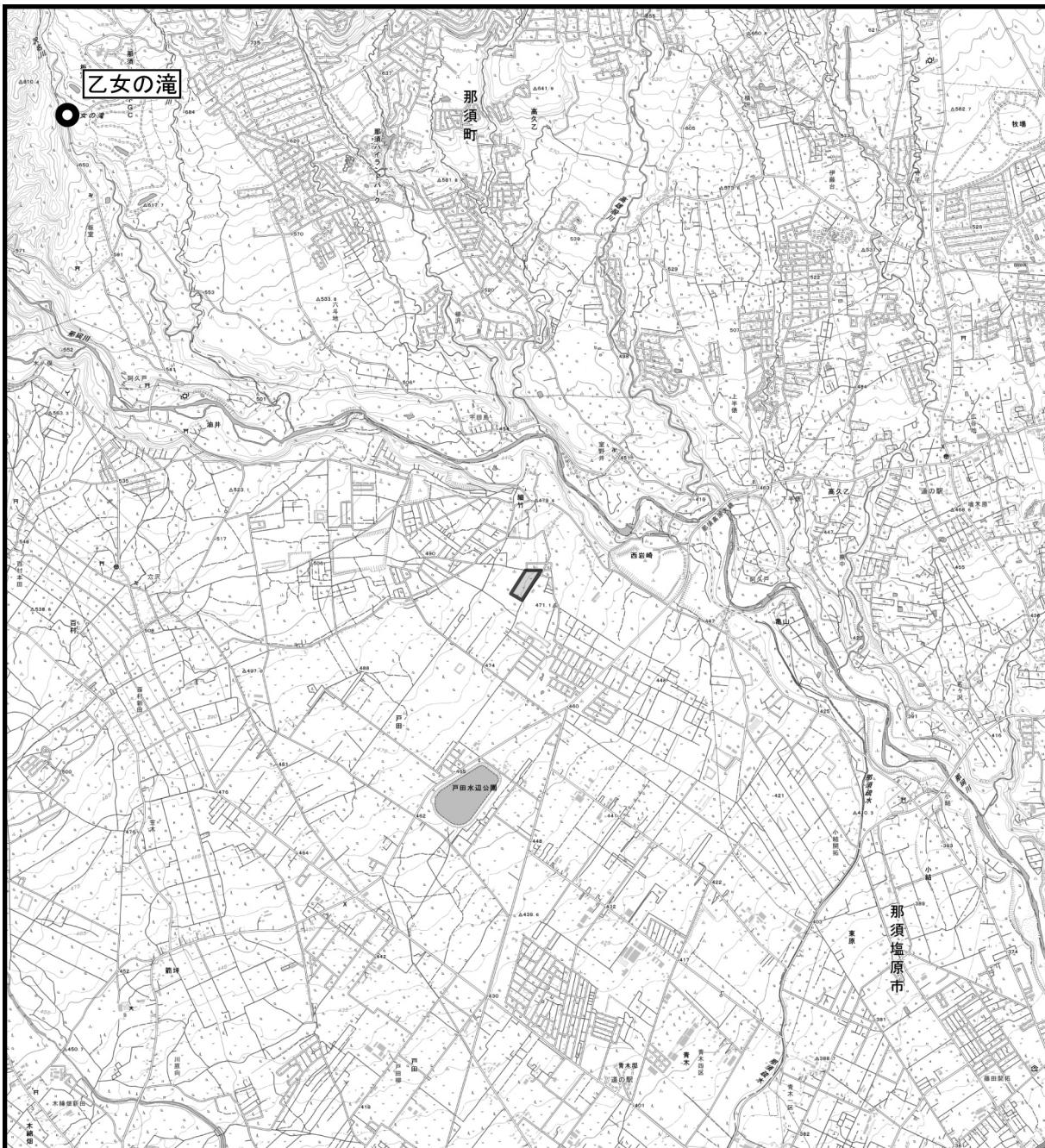


Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

出典：「黒磯観光名所案内」(黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月)
「那須町観光ガイド」(那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月)

図 3.1.6-1 主要な眺望点の位置



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 景観資源（河川景観）

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 栃木県自然環境情報図」
(環境省HP 閲覧：令和5年3月)

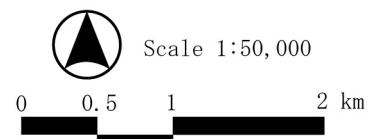


図 3.1.6-2 景観資源の位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

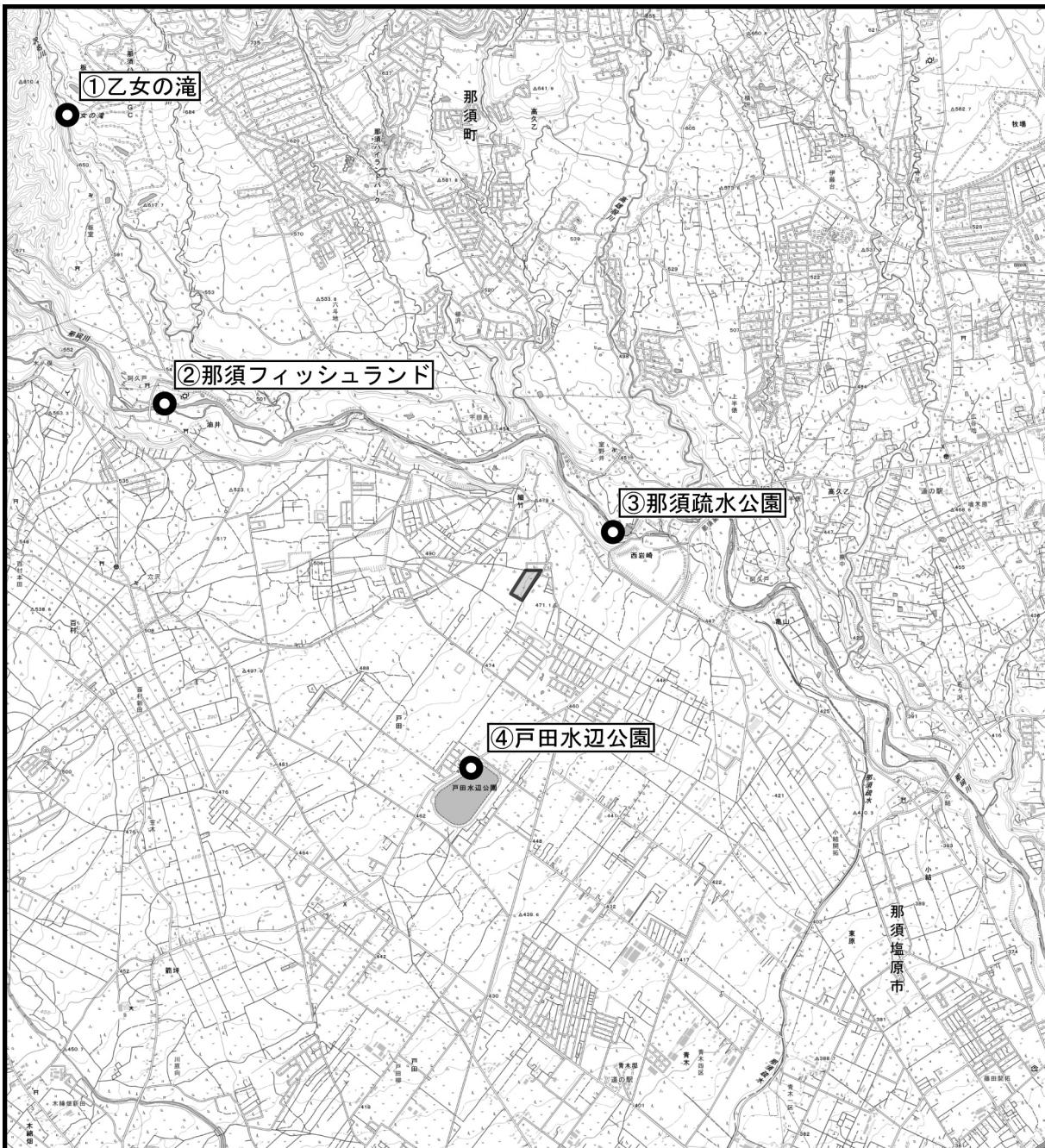
対象事業実施予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.6-2、図 3.1.6-3に示すとおりである。

表 3.1.6-2 人と自然との触れ合いの活動の場

番号	名称	概 要
①	乙女の滝	白笠山から流れる沢名川にある幅約 5 m、落差約10数mの美しい滝で、季節や水量によっていろいろな表情を見ることができる。景観資源としても指定されている。
②	那須フィッシュランド	那須高原の自然の中で溪流釣り。炭火バーベキューにイワナ・ヤマメの塩焼き、自家源泉の日帰り温泉もある。
③	那須疏水公園	公園内にある那須疏水旧取水施設は、国の重要文化財に指定されている。
④	戸田水辺公園	戸田調整池に面した公園。

出典：「黒磯観光名所案内」（黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月）

「那須町観光ガイド」（那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月）



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 人と自然との触れ合いの活動の場



Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

出典：「黒磯観光名所案内」(黒磯観光協会HP、閲覧：令和5年3月)
 「那須町観光ガイド」(那須町観光協会HP、閲覧：令和5年3月)

図 3.1.6-3 人と自然との触れ合いの活動の場

3.2 社会的状況

3.2.1 行政区画

対象事業実施予定地周辺の町丁・字等別境界は図 3.2.1-1に示すとおりであり、対象事業実施予定地は那須塩原市細竹に位置している。

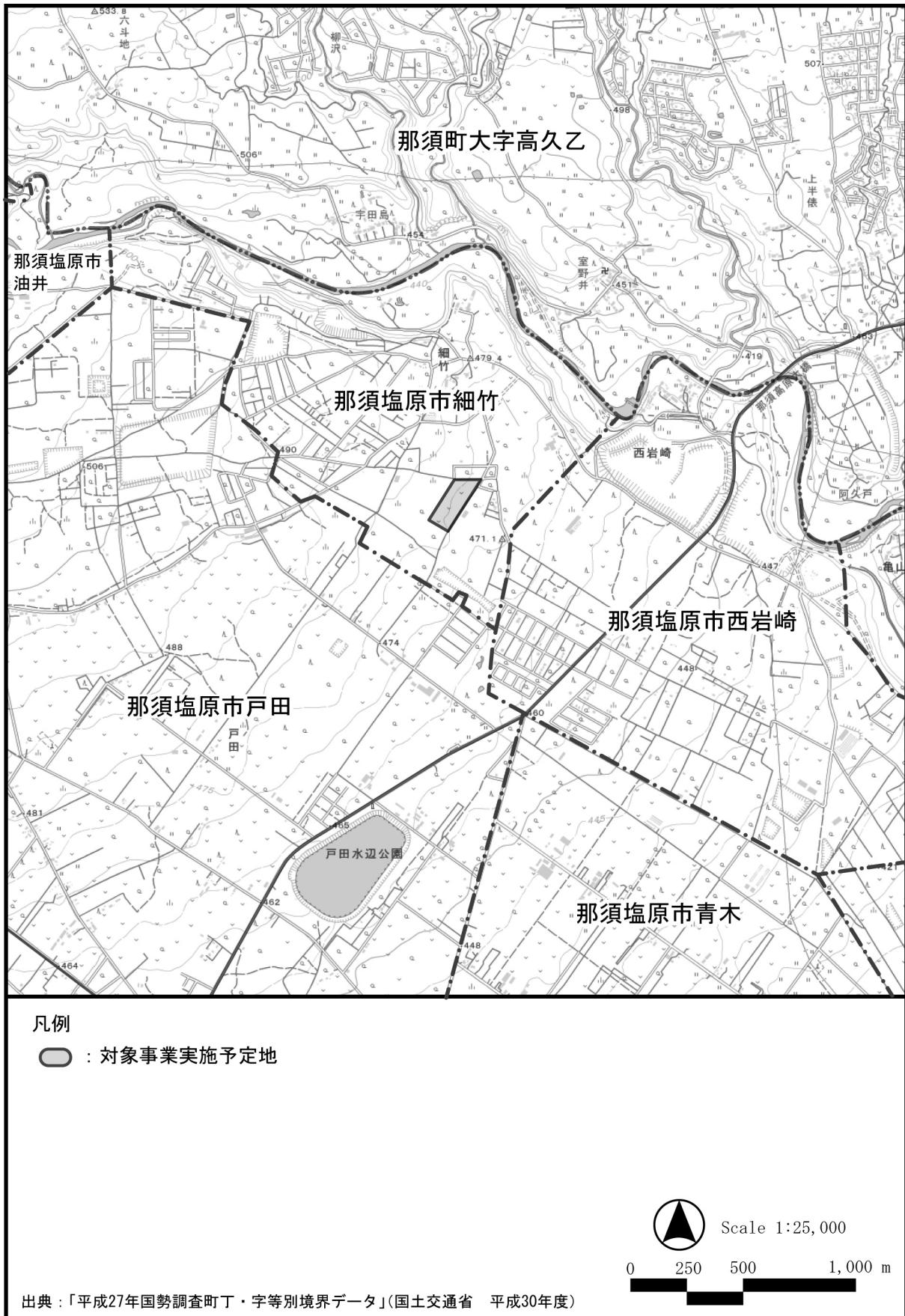


図 3.2.1-1 町丁・字等別境界

3.2.2 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

那須塩原市の人口等の推移は、表 3.2.2-1、図 3.2.2-1に示すとおりである。令和2年の世帯数は47,454戸、人口は115,210人であり、世帯数は増加傾向、人口は平成22年を境に減少傾向である。

表 3.2.2-1 人口及び世帯数の推移

年月	世帯数 (戸)	人口(人)		
		計	男	女
平成12年	37,124	110,828	55,227	55,601
平成17年	40,917	115,032	57,184	57,848
平成22年	44,602	117,812	58,402	59,410
平成27年	45,608	117,146	58,148	58,998
令和2年	47,454	115,210	57,307	57,903

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

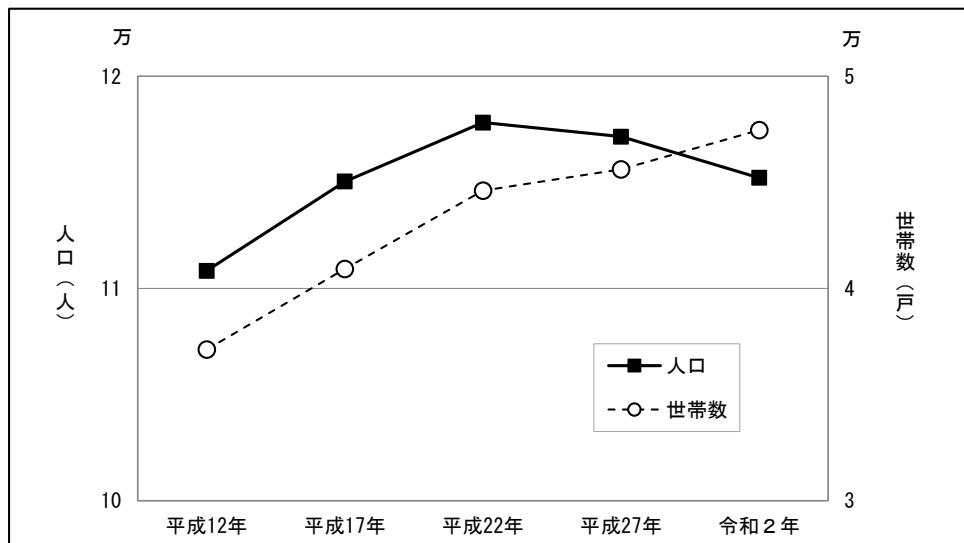


図 3.2.2-1 人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置の状況

那須塩原市の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.2.2-2に示すとおりである。

表 3.2.2-2 産業大分類別事業所数・従業者数（令和3（2021）年6月1日現在）

産業分類		事業所数	従業者数
第1次	農林漁業（個人経営を除く）	56	674
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	2	13
	建設業	545	3,456
	製造業	352	10,085
電気・ガス・熱供給・水道業		15	222
第3次	情報通信業	29	202
	運輸業、郵便業	102	2,097
	卸売業、小売業	1,316	10,213
	金融業、保険業	69	780
	不動産業、物品賃貸業	242	775
	学術研究、専門・技術サービス業	197	1,321
	宿泊業、飲食サービス業	702	5,023
	生活関連サービス業、娯楽業	525	2,370
	教育、学習支援業	141	1,020
	医療、福祉	404	6,272
	複合サービス事業	27	487
	サービス業（他に分類されないもの）	287	3,930
総数		5,011	48,940

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

② 農業

那須塩原市の農家数の推移は、表 3.2.2-3に示すとおりであり、農家数の総数は減少傾向にある。また、販売目的の作物の類別作付（栽培）面積は表 3.2.2-4に示すとおりであり、水稻が最も多い。

表 3.2.2-3 農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	販売農家
平成12年	3,608	343	3,265
平成17年	3,368	426	2,942
平成22年	3,111	491	2,620
平成27年	2,820	493	2,327
令和2年	2,490	531	1,959

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

表 3.2.2-4 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積（農業経営体）

(単位：ha)

年次	稲		麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸 農作物	野菜類		花き類・花木		その他の作物	
	水稻	陸稻						露地	施設	露地	施設	露地	施設
平成22年	4,308	X	301	45	9	337	17	293	116	205	8	67	X
平成27年	4,285	X	238	102	6	127	X	259	X	158	X	438	1
令和2年	4,021	5	248	105	8	112	X	237	X	152	X	565	1

X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

③ 林業

那須塩原市の森林面積は、表 3.2.2-5に示すとおりであり、森林面積は38,406haである。

表 3.2.2-5 所有別林野面積（各年3月31日現在）

(単位：ha)

年次	総数	国有林	民有林				
			総数	県営林	公有林	社寺有林	私有林
令和元年	38,487	24,976	13,511	1,757	403	43	11,308
令和2年	38,441	24,976	13,465	1,757	402	43	11,263
3	38,411	24,957	13,454	1,749	407	43	11,255
4	38,407	24,957	13,450	1,770	378	43	11,259
5	38,406	24,957	13,449	1,770	378	43	11,258

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

④ 商業

那須塩原市の商業の状況は、表 3.2.2-6に示すとおりであり、令和3年6月1日現在の商店数は1,122、従業者数は8,796人、年間商品販売額は246,664百万円となっている。

表 3.2.2-6 商業（卸売・小売業）の推移

年次	商店数（事業所）			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成21年	…	…	…	…	…	…	…	…	…
24	1,355	184	1,171	9,476	1,184	8,292	182,091	59,204	122,887
26	1,088	189	899	7,830	1,330	6,500	221,928	81,116	140,812
28	1,190	199	991	8,967	1,430	7,537	263,557	104,021	159,536
令和3年	1,122	195	927	8,796	1,427	7,369	246,664	88,823	157,841

注：平成28年・令和3年は6月1日現在、平成21・26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在である。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

⑤ 工業

那須塩原市の工業の状況は、表 3.2.2-7に示すとおりであり、令和3年の製造品出荷額等は29,600,024万円となっている。

表 3.2.2-7 工業の状況

年次	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成29年	235	10,259	36,582,246
30	241	10,798	35,818,981
令和元年	232	10,836	35,527,260
2	229	10,701	34,864,678
3	201	8,821	29,600,024

注：各年6月1日現在である。

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

3.2.3 集落の状況

「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）によれば、事業実施予定地が位置する細竹地区の人口は令和6年4月1日現在、30世帯48人である。

3.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用

那須塩原市の地目別面積は、表 3.2.4-1に示すとおりであり、令和6年1月1日現在における土地利用面積は山林が82.13km²と最も大きく、次いで田が65.77km²となっている。

表 3.2.4-1 地目別面積（令和6年1月1日現在）

	総地積	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (km ²)	592.74	65.77	37.63	33.98	1.07	82.13	1.66	4.82	28.57	337.12
割合 (%)	100	11.1	6.3	5.7	0.2	13.9	0.3	0.8	4.8	56.9

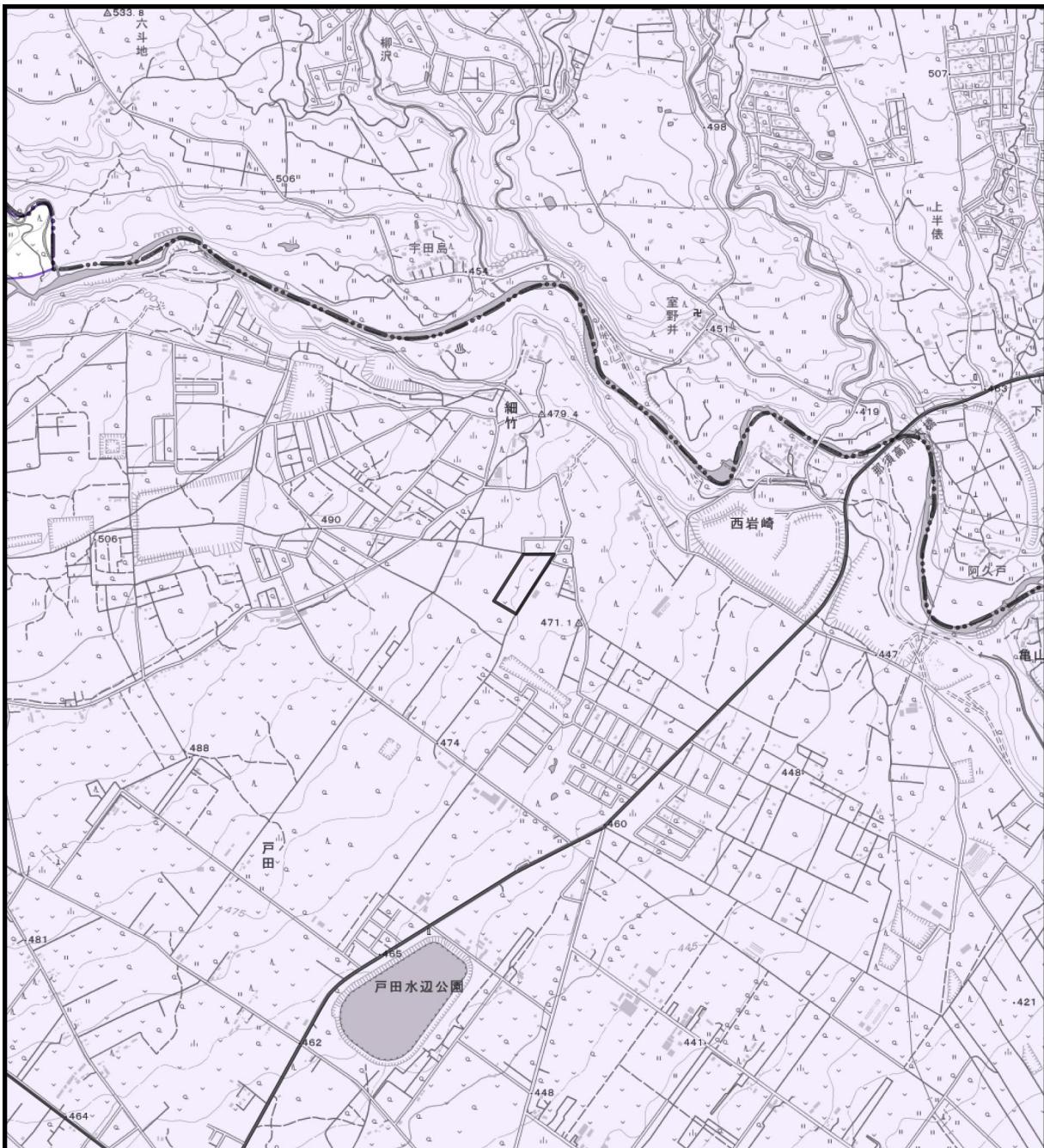
出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）

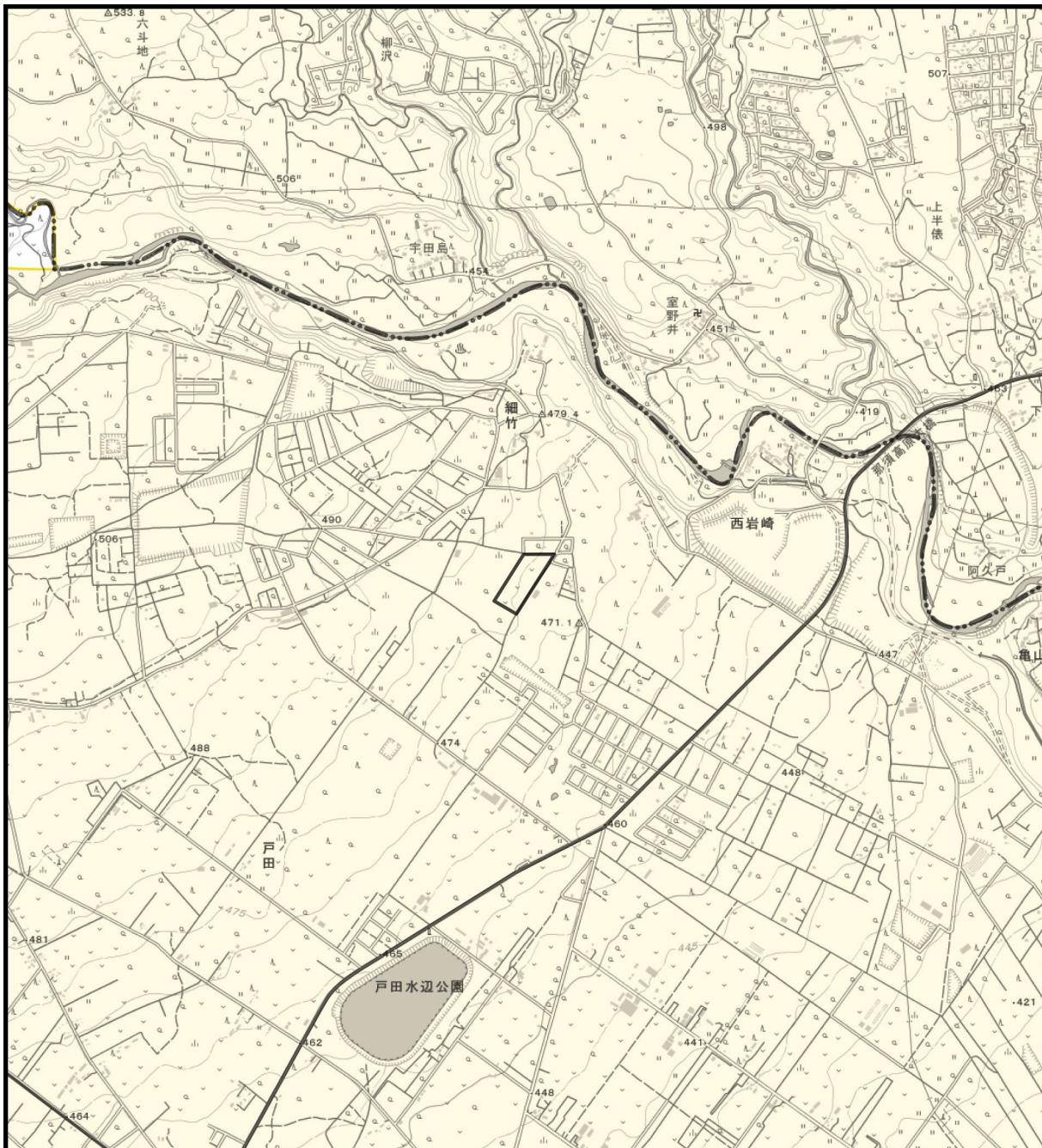
(2) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年 法律第92号）による土地利用基本計画の状況は図 3.2.4-1に示すとおりである。対象事業実施予定地は、全域が都市地域及び農業地域となっている。

(3) 都市計画法に基づく指定状況

「那須塩原都市計画図」（令和5年2月 那須塩原市）によれば、対象事業実施予定地及びその周辺には「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）に基づく用途地域の指定はない。





凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 農業地域



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
(国土交通省HP 閲覧：令和5年3月)

図 3.2.4-1(2) 土地利用基本計画図（農業地域）

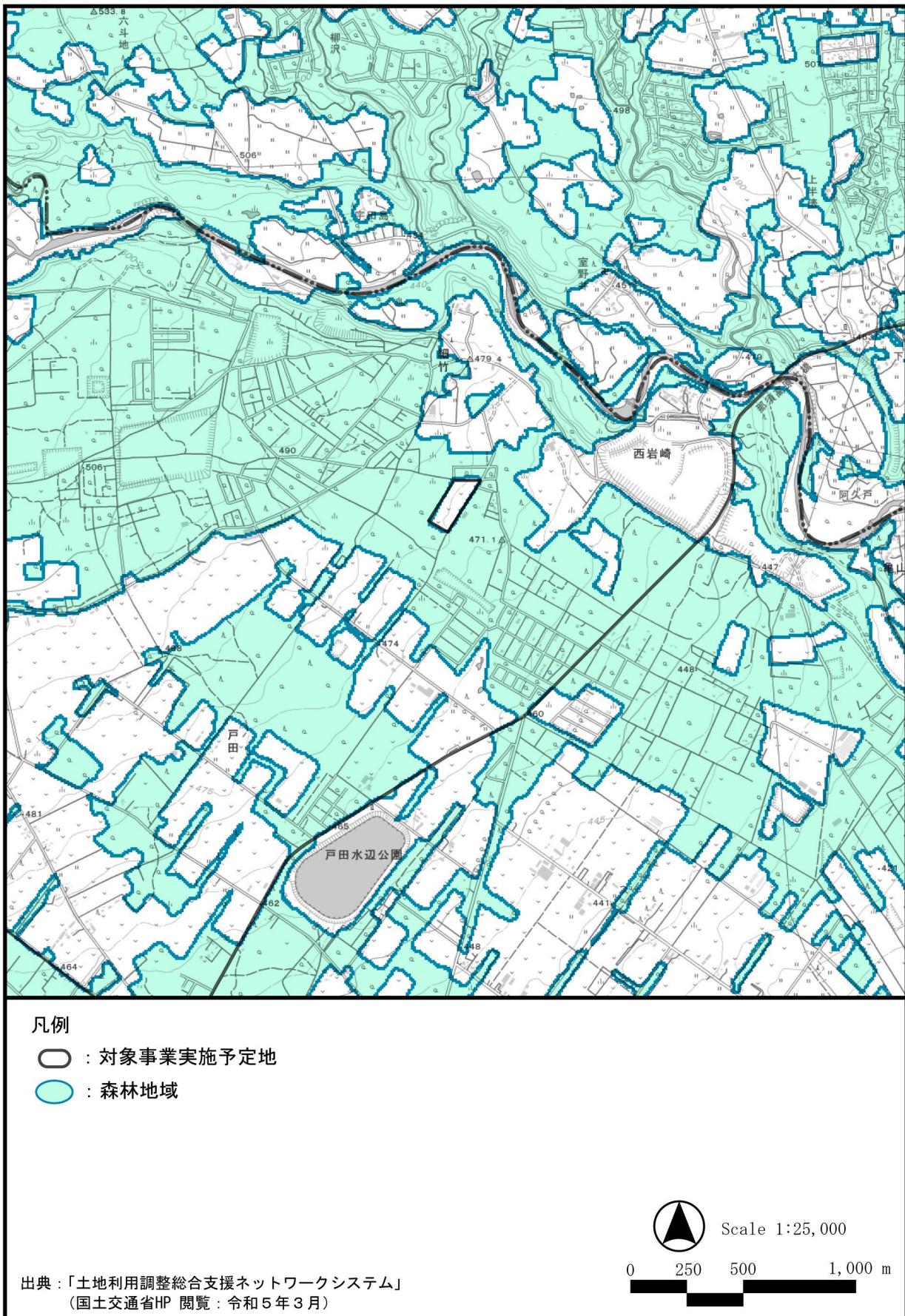


図 3.2.4-1(3) 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.5 交通の状況

対象事業実施予定地の周辺における主な道路としては、図 3.2.5-1のとおり、県道30号矢板那須線、県道369号黒磯田島線等があり、令和3年度の交通量測定結果は、表 3.2.5-1に示すとおりである。対象事業実施予定地最寄りの県道30号矢板那須線では、昼間4,659台であった。

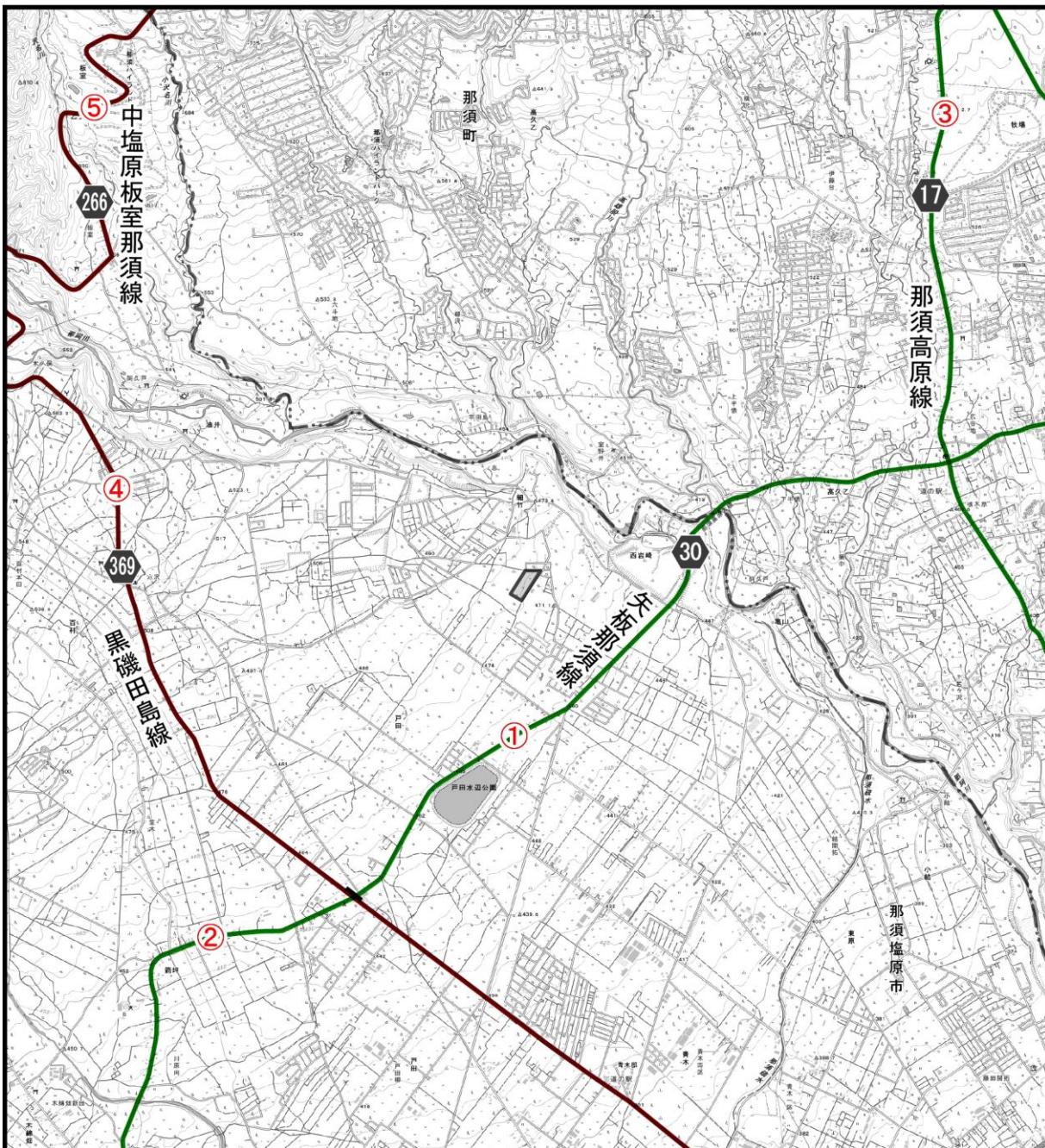
表 3.2.5-1 自動車交通量の測定結果（令和3年度）

区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間（台）			24時間（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	県道30号 矢板那須線	那須塩原市西岩崎105-1	4,263	396	4,659	5,319	645	5,964
②	〃	那須塩原市箭坪347-1	3,785	644	4,429	4,787	882	5,669
③	県道17号 那須高原線	那須町大字高久甲4348	6,485	421	6,906	8,155	823	8,978
④	県道369号 黒磯田島線	那須塩原市百村3065	1,289	67	1,356	1,521	120	1,641
⑤	県道266号 中塩原板室那須線	那須町大字湯本213-303	1,164	159	1,323	1,399	215	1,614

注：斜体は推定値。

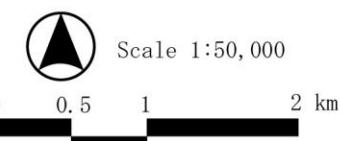
区間番号は図 3.2.5-1と対応する。

出典：令和3年度「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/> 閲覧：令和6年8月）



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 主要地方道（県道）
- : 一般県道
- : 交通量調査区間端



出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）

図 3.2.5-1 主な道路

3.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施予定地周辺の学校、福祉施設、医療施設等環境保全上特に配慮が必要な施設（「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号）に記載されている施設）は表 3.2.6-1、図 3.2.6-1に示すとおりであり、最寄りの施設はたかはやし保育園（南西側約4.4km）である。

住宅の配置の概況は図 3.2.6-2に示すとおりであり、最寄りの住宅は北側約20mの位置にある。

表 3.2.6-1 配慮対象施設

種 別	名 称
保育園等	たかはやし保育園
	那須高原保育園
学校	高林中学校
特別養護老人ホーム	社会福祉法人清幸会 特別養護老人ホームあじさい苑

出典：「統計なすしおばら 令和6（2024）年版」（令和7年5月 那須塩原市）
「国土数値情報（学校）平成25年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）
「国土数値情報（医療機関）平成26年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）
「国土数値情報（福祉施設）平成27年度」（国土交通省HP 閲覧：令和7年5月）



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 施設位置

出典：「統計なすしおばら 令和6(2024)年版」(令和7年5月 那須塩原市)
 「国土数値情報(学校)平成25年度」(国土交通省HP 閲覧：令和7年5月)
 「国土数値情報(医療機関)平成26年度」(国土交通省HP 閲覧：令和7年5月)
 「国土数値情報(福祉施設)平成27年度」(国土交通省HP 閲覧：令和7年5月)



Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

図 3.2.6-1 配慮対象施設の分布状況

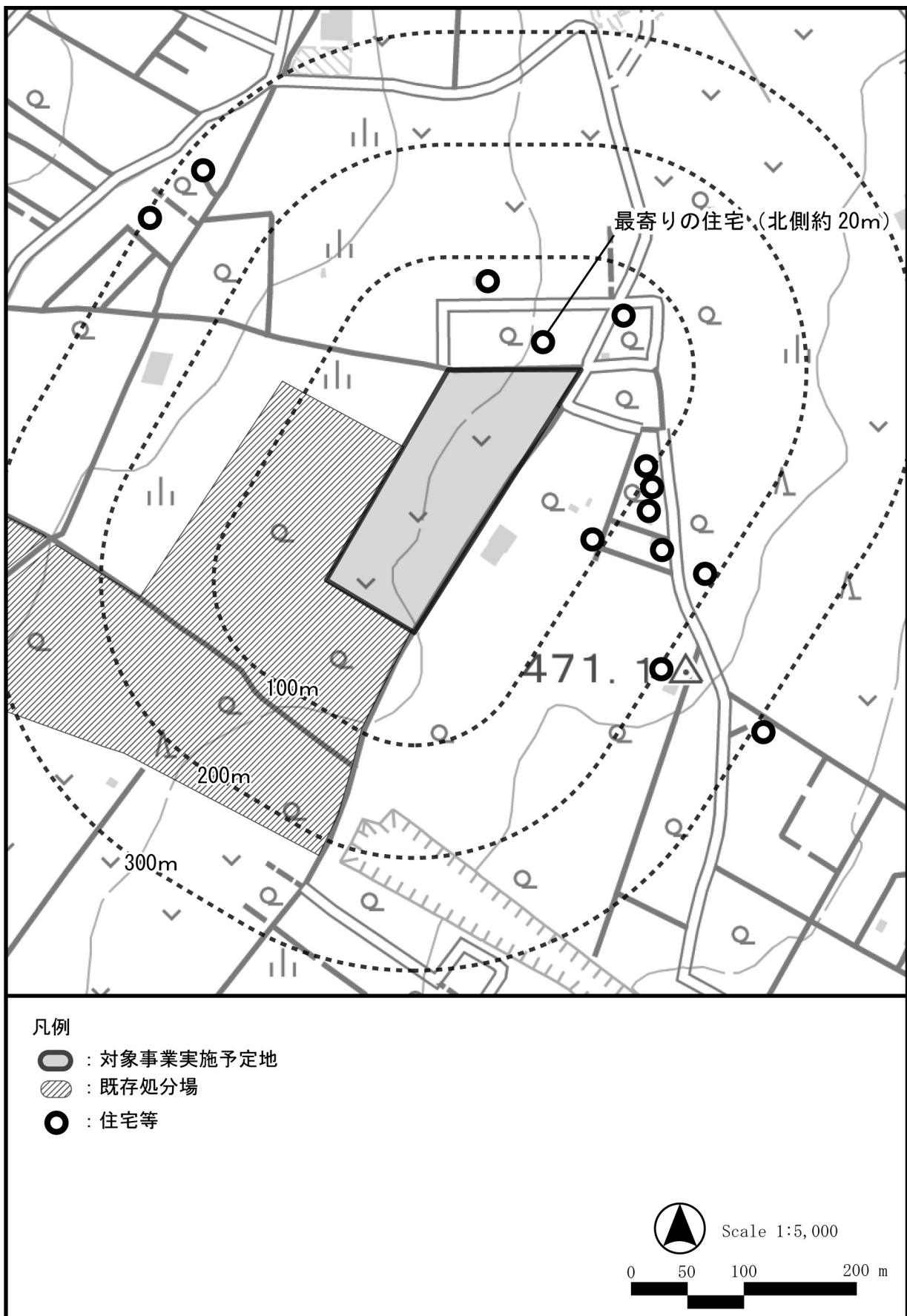


図 3.2.6-2 住宅の配置の概況

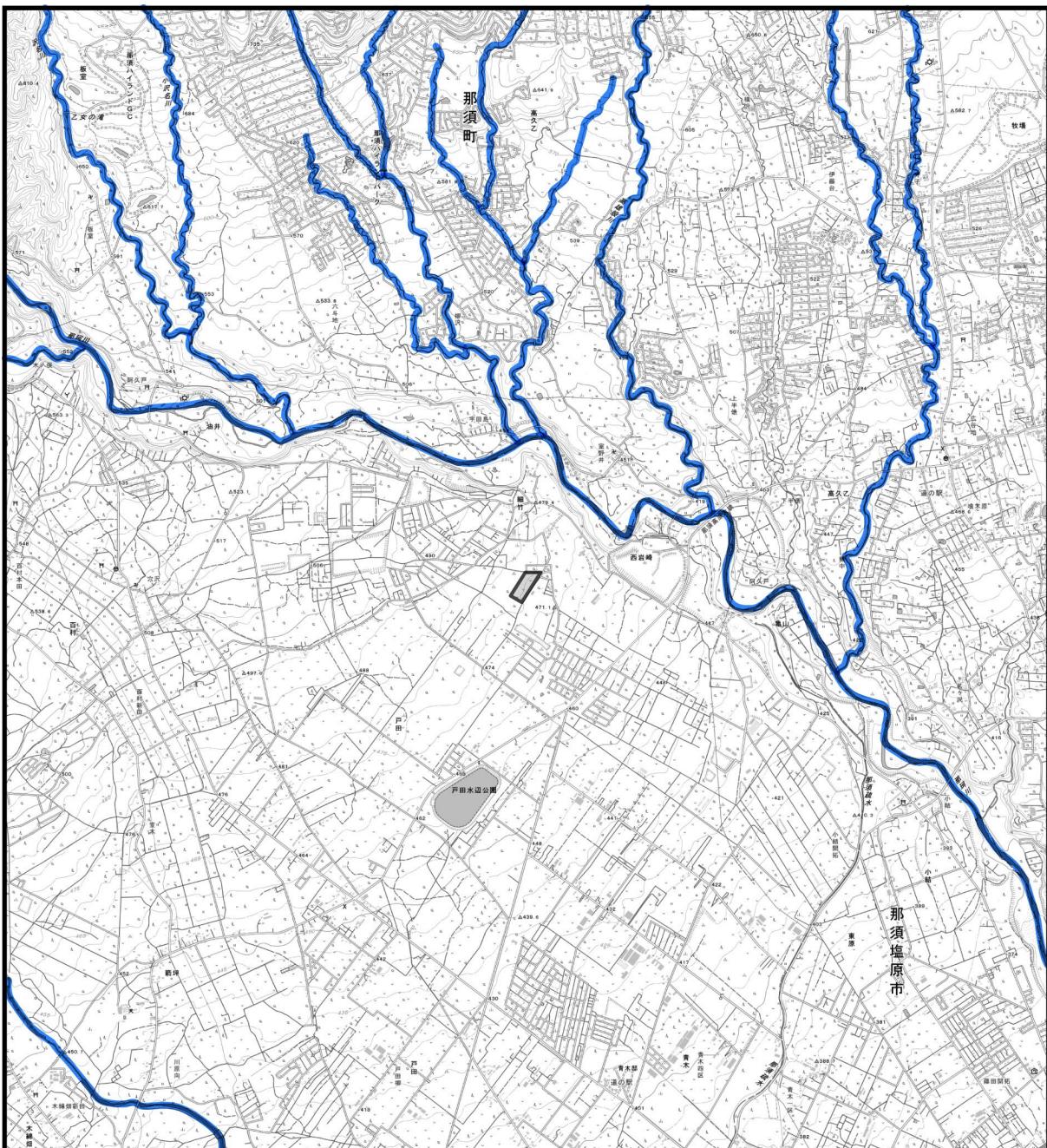
3.2.7 水域とその利用

対象事業実施予定地周辺の那珂川水系には表 3.2.7-1、図 3.2.7-1に示す共同漁業権が設定されている。

表 3.2.7-1 漁業権の内容（第五種共同漁業権）

免許番号	漁業権者	漁業の種類	漁業の時期	関係地区	漁業権の存続期間
内共第1号	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	さくらます・やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、あゆ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業、こい漁業、どじょう漁業、しまどじょう漁業、なまず漁業、うなぎ漁業、かじか漁業、かに漁業	1月1日～12月31日	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、那須町、那珂川町	令和6年1月1日～令和15年12月31日

出典：「漁業権免許状況一覧」（栃木県農政部農村振興課 令和6年4月1日現在）



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 第五種共同漁業権



Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

出典：「内水面漁業権に係る資料(平成28年度)」(国土交通省HP閲覧：令和5年3月)

図 3.2.7-1 漁業権の設定状況

3.2.8 上下水道等の整備の状況

(1) 上水道の状況

那須塩原市の水道の概要是、表 3.2.8-1、図 3.2.8-1に示すとおりである。

表 3.2.8-1 上水道利用状況（令和6年3月31日現在）

給水区域内人口	給水人口	給水区域内普及率
114,637人	113,048人	98.46%

出典：「那須塩原市水道事業の概要」

(<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/kanrika/jogesuido/3/1/4370.html> 閲覧: 令和7年5月)



出典：「那須塩原市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）・経営戦略」（令和4（2022）年3月改定）
那須塩原市

図 3.2.8-1 給水区域図

(2) 下水道の状況

那須塩原市の下水道の整備状況は、表 3.2.8-2に示すとおりである。

表 3.2.8-2 普及率及び水洗化率

区分	年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
行政区人口(人)	A	117,016	116,762	116,416	115,840
供用開始告示済区域人口(人)	B	66,336	66,922	67,459	68,286
普及率(%)	B/A	56.7	57.3	57.9	58.9
水洗化済人口(人)	C	61,479	61,846	62,271	63,148
水洗化率(%)	C/B	92.7	92.4	92.3	92.5

出典：「令和6(2024)年度 那須塩原市の水道・下水道」(那須塩原市 2024)

3.2.9 各種開発計画等の策定状況

「第2次那須塩原市総合計画 平成29年度～令和9年度」(令和3年(2021年)6月改定 那須塩原市)によれば、対象事業実施予定地が位置する「農業・集落エリア」の土地利用構想は、「本市の農業を支え、また、那須野が原ならではの景観・環境を形成する地域として、本市西部の山岳地帯及び市街地エリア、フロンティアエリアを除く地域一帯を、農業・集落エリアとして位置付けます。既存集落においては、農業生産基盤と集落生活環境の維持向上を図るとともに、那須野が原開拓の歴史を今に伝える景観の保全や集落環境の整備に努めます。関谷地区では、自然環境と生活環境を備えた住宅地が形成されていることから、良好な居住環境の維持・保全を図り、生活拠点の形成を目指します。」とある。

3.2.10 法令等による規制若しくは目標又は法令等により指定された地域その他の対象

(1) 地域

① 公害関係法令等

ア. 環境基準

(7) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき、全国一律に定められており、その内容は表 3.2.10-1～表 3.2.10-3に示すとおりである。

表 3.2.10-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>(注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</p> <p>(注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>(注4) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号 最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号 最終改正：平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.10-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>(注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号 最終改正：平成30年11月19日)

表 3.2.10-3 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考	
(注1)	基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。
(注2)	基準値は年平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」

(平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号)

(4) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき表 3.2.10-4のとおりに定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲は用途地域の定めのない地域であるため、C類型の基準が適用される。

表 3.2.10-4 騒音に係る環境基準

【一般地域（道路に面する地域以外の地域）】			
類型	類型を当てはめる地域の範囲	基 準 値	
		昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
AA	—	50	40
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域	55	45
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		
C	地域類型A及びBを当てはめた地域以外の地域 (工業専用地域を除く。)	60	50

【道路に面する地域】			
地域の区分	基 準 値		(単位：デシベル)
	昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60	
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65	

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）により次のとおり定められている。

- 幹線交通を担う道路：
道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等
- 幹線交通を担う道路に近接する空間：
次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されている。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路・・・15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路・・・20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号 最終改正：平成24年3月30日)
「騒音に関する環境基準についての地域の指定について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第102号)

(4) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.10-5に示すとおりであり、全国の全ての公共用水域に一律に適用されている。

生活環境の保全に関する環境基準は、表 3.2.10-6に示すとおりであり、河川ごとに利用目的に応じて類型が指定され、その基準が適用されている。対象事業実施予定地付近の那珂川にはAA類型が指定されている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づく水質及び水底の底質に係る環境基準は表 3.2.10-7に示すとおりである。

地下水の環境基準は表 3.2.10-8に示すとおりであり、全国一律に適用されている。

表 3.2.10-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、フッ素及びホウ素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環告第5号)

表 3.2.10-6 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

(ア) 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級、水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと のこと	2以上	—

備考

1: 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2: 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3: 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4: 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5: いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。

6: 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

7: 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)) /100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼン ソルボ酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

備考: 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正: 令和7年環告第5号日)

表 3.2.10-7 ダイオキシン類に係る水質及び水底の底質の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
備考	
1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」
(平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号)

表 3.2.10-8 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふつ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号 最終改正：令和3年環告第63号)

(I) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.2.10-9に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく土壌に係る環境基準は表 3.2.10-10に示すとおりである。

表 3.2.10-9 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg/以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下あり、かつ農用地(田に限る)においては土壌1kgにつき15mg/未満
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと以下
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1Lにつき0.002mg以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg/以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下
ふつ素	検液 1Lにつき0.8mg/以下
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下
1, 4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg/L以下
備考	
1.	環境上の条件のうち検液中濃度にかかるものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2.	カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3.	「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号 最終改正:令和2年環告第44号)

表 3.2.10-10 ダイオキシン類に係る土壤の環境基準

媒体	基準値
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極型質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、補の範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施すること。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」
(平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年環告第89号)

ウ. 規制基準等

(ア) 大気汚染

「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 条例第40号）では、石綿以外の粉じんを「一般粉じん」とし、粉じん特定施設について、構造・使用・管理に関する基準が定められている。

(イ) 騒音

a. 工場・事業場に係る騒音

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）では、騒音特定施設を設置する騒音特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表 3.2.10-11のとおり定め、規制を行っている。

本事業は騒音特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、規制地域にあたらない。

表 3.2.10-11 騒音規制法に基づく騒音特定工場に関する規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域 (都市計画法に定める用途地域区分)	昼間 (8~18時)	朝(6~8時) 夕(18~22時)	夜間 (22~6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	65	60

備考

- 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。
- 第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」
(令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号)

b. 建設作業に係る騒音

「騒音規制法」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて表 3.2.10-12のとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-12 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制

地域区分	騒音の規制基準	作業できない時間	1日当たりの作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日ににおける作業
第1号区域	85 デシベル	午後7時～翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日を を超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～翌午前6時	1日のうち14時間 を超えないこと		

備考

1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。
2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を作業時間の限定欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮させることを勧告又は命令できる。
3. 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80メートルの区域内。
第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
5. 特定建設作業の規定に関する基準は、禁止事項ではなく、基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損わると認める場合が、改善勧告の発動の要件である。

出典：法第15条第1項、昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」
(令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号)

c. 道路交通に係る騒音

「騒音規制法」に基づく指定地域内において、自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という。）を超える場合は、市町村長は関係機関の長に対して改善の要請等を行うことができ、自動車騒音の要請限度は、表 3.2.10-13、表 3.2.10-14のとおり定められている。

対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-13 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域区分	時間の区分	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：法第17条第1項

表 3.2.10-14 区域の区分

区域の区分	該当区域
a 区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（令和2年 那須塩原市告示第103号）第1に掲げる地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年 法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める總理府令別表備考の区域について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第106号）

(4) 振動

a. 工場・事業場に係る振動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)では、振動特定施設を設置する振動特定工場等に対して、指定地域内の区域ごとに基準値を表 3.2.10-15のとおり定め規制を行っている。

本事業は振動特定施設を設置しないため、この基準は適用されない。なお、対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、規制地域にあたらない。

表 3.2.10-15 振動規制法に基づく振動特定工場等に関する規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	該当地域 (都市計画法に定める用途地域区分)	昼間 (8~20時)	夜間 (20~8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60	55
第2種区域 (A)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第2種区域 (B)	工業地域	70	65
備考: 学校、保育所、医療法病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			

出典: 法第2条第2項、第4条第1項

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号)

b. 建設作業に係る振動

「振動規制法」では、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて表 3.2.10-16のとおり基準が定められている。

対象事業実施予定地及びその周囲では、用途地域の指定がないため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-16 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制

地域区分	騒音の規制基準	作業できない時間	1日当たりの作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日ににおける作業
第1号区域	75 デシベル	午後7時~翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時~ 翌午前6時	1日のうち14時間 を超えないこと		

備考

1. 基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域(法規制)
2. 第1号区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。
3. 第2号区域: 法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。
4. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、防止対策のほかに、一日あたりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。
5. 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

出典: 法第15条第1項、法施行規則第11条

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号)

c. 道路交通に係る振動（要請限度）

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく指定地域内において、道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という。）を超える場合は、市町村長は関係機関の長に対して改善の要請等を行えるが、道路交通振動の要請限度は、表 3.2.10-17のとおり定められている。

対象事業実施予定地は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-17 振動規制法に指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 (7~20時)	夜間 (20~7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域及び準住居地域	65 dB	60 dB
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲50mでは、5デシベルを減じた値となる。			

出典：振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）（振動規制法施行令規則別表第二）

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号）

(I) 悪臭

悪臭防止法（昭和46年 法律第91号）では、事業活動に伴い悪臭を発生する事業場に対し規制基準が設定されており、那須塩原市では表 3.2.10-18に示すとおり臭気指数規制を導入している。

対象事業実施予定地及び周囲は用途地域の定めのない地域であるため、この基準は適用されない。

表 3.2.10-18 悪臭防止法に基づく規制地域（敷地境界）

区域の区分	該当地域	規制基準 (大気の臭気指数)
指数15区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域（別図1に区画した地域を除く。）、 工業専用地域（別図2に区画した地域を除く。）、 別図3に区画した地域	15
指数18区域	用途地域のうち工業地域（別図1に区画した地域に限る。）及び 工業専用地域（別図2に区画した地域に限る。）	18

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第105号）

(オ) 水質汚濁

a. 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)では、特定施設を設置する工場又は事業場からの排出水に対して排出基準(有害物質27物質、生活環境15項目について全国一律の基準)が表3.2.10-19に示すとおり定められている。

表3.2.10-19(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(健康項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアノ化合物	シアノ1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
一・二ジクロロエタン	0.04mg/L
一・一ジクロロエチレン	1mg/L
シス一・二ジクロロエチレン	0.4mg/L
一・一・一トリクロロエタン	3mg/L
一・一・二トリクロロエタン	0.06mg/L
一・三ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 ふつ素 8mg/L 海域 ふつ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
一・四ジオキサン	0.5mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表 3.2.10-19(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量	160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質量	200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
備考	
1	「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2	この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3	水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4	水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5	生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
6	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
7	燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号 最終改正：令和7年5月26日 環境省令第17号）

b. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府厚生省令第1号)により、浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等。)による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を行うこと、浸透水について地下水等検査項目及び生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量の水質検査を行うこととされている。その地下水等検査項目を表3.2.10-20に、浸透水の基準を表3.2.10-21に示す。

表 3.2.10-20 地下水等検査項目及び基準

項目	基準
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	一リットルにつき○・○○○五ミリグラム以下
カドミウム	一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下
鉛	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき○・○五ミリグラム以下
砒素	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム以下
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつきシス――・二ジクロロエチレン及びトランス――・二ジクロロエチレンの合計量○・○四ミリグラム以下
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
チウラム	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
ベンゼン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
一・四ジオキサン	一リットルにつき○・○五ミリグラム以下
クロロエチレン	
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下

備考:「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

出典:省令別表2(最終改正:令和七年環境省令第七号)

表 3.2.10-21 浸透水の基準

項目	基準
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき二十ミリグラム以下
化学的酸素要求量	一リットルにつき四十ミリグラム以下

出典:省令第二条

(カ) 土壌汚染

「土壤汚染対策法」(平成14年 法律第53号)では、一定の条件を満たす土地について土壤汚染調査を義務づけ、基準を超えた土地には汚染土壤の搬出等に関する規制が定められている。土壤汚染対策法に基づく対象物質と基準値は表 3.2.10-22に示とおりである。

表 3.2.10-22 土壌汚染対策法の特定有害物質と指定区域の指定基準

特定有害物質	指定の要件	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
(第1種揮発性特定有機有害化合物)	クロロエチレン	—
	四塩化炭素	—
	1,2-ジクロロエタン	—
	1,1-ジクロロエチレン	—
	1,2-ジクロロエチレン	—
	1,3-ジクロロプロパン	—
	ジクロロメタン	—
	テトラクロロエチレン	—
	1,1,1-トリクロロエタン	—
	1,1,2-トリクロロエタン	—
	トリクロロエチレン	—
	ベンゼン	—
(第2種重金属等特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき 45mg以下
	六価クロム化合物	土壌1kgにつき 250mg以下
	シアノ化合物	土壌1kgにつき遊離シアノ50mg以下
	水銀及びその化合物	土壌1kgにつき 15mg以下
	セレン及びその化合物	土壌1kgにつき 150mg以下
	鉛及びその化合物	土壌1kgにつき 150mg以下
	砒素及びその化合物	土壌1kgにつき 150mg以下
	ふつ素及びその化合物	土壌1kgにつき 4000mg以下
(第3種農物等特定有害物質)	ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき 4000mg以下
	シマジン	—
	チウラム	—
	チオベンカルブ	—
	P C B	—
有機りん化合物	—	検出されないこと

備考：有機りん化合物とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号 最終改正：令和6年環境省令第17号)

② 自然環境法令等

ア. 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施予定地及びその周囲における「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)に基づく自然公園の指定状況は図 3.2.10-1に示すとおりであり、周辺には「日光国立公園」があるが、対象事業実施予定地には指定された地域はない。

イ. 自然環境保全法及び栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例により指定された保全地域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号)の規定により指定された自然環境保全地域及び、「栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例」(昭和49年 栃木県条例第5号)の規定により指定された栃木県自然環境保全地域及び栃木県緑地環境保全地域はない。

エ. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年 条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

オ. 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

カ. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施予定地及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)に基づく鳥獣保護区の指定状況は図 3.2.10-2に示すとおりであり、周囲に「戸田調整池鳥獣保護区」等がある。鳥獣保護区等の概要は表 3.2.10-23に示すとおりである。なお、対象事業実施予定地には指定された地域はない。

表 3.2.10-23 鳥獣保護区の概要

名称	概要
戸田調整池鳥獣保護区 (県指定)	指定区分: 身近な鳥獣生息地 所在地: 那須塩原市 面積: 28ha (うち、特別保護地区なし) 期限: 令和7年10月31日
六斗地鳥獣保護区 (県指定)	指定区分: 森林鳥獣生息地 所在地: 那須塩原市、那須町 面積: 79ha (うち、特別保護地区なし) 期限: 令和12年10月31日
那須みやま鳥獣保護区 (県指定)	指定区分: 大規模生息地 所在地: 那須塩原市、那須町 面積: 11,970ha (うち、特別保護地区1,925ha) 期限: 令和14年10月31日

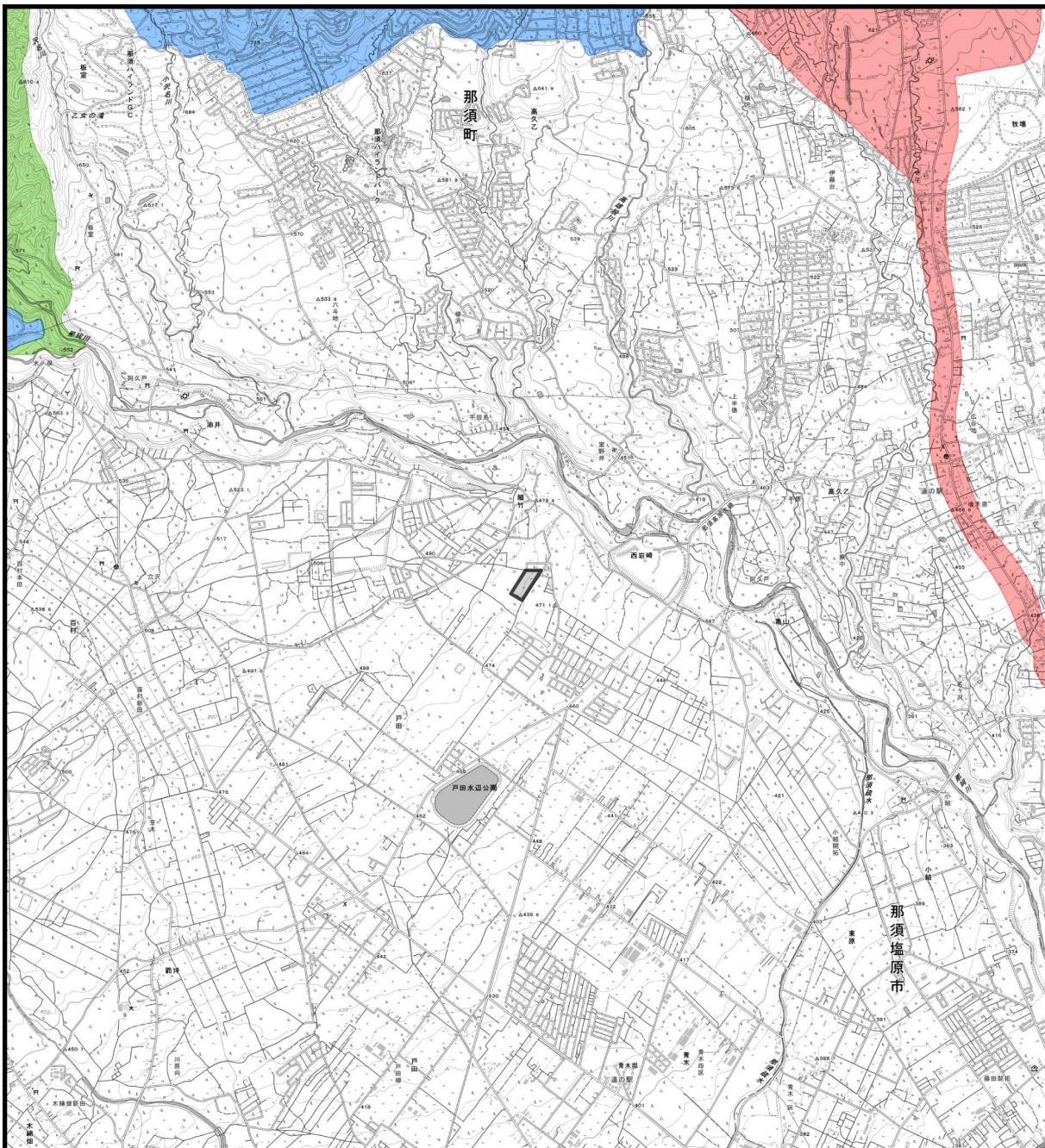
出典:「栃木県内鳥獣保護区一覧 (令和6(2024)年11月1日現在) (栃木県HP 閲覧: 令和7年5月)

キ. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施予定地及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号）により指定された生息地等保護区はない。

ク. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施予定地及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年 条約第28号）の規定により指定された湿地の区域はない。



凡例

○ : 対象事業実施予定地

日光国立公園

- : 第2種特別地域
- : 第3種特別地域
- : 普通地域

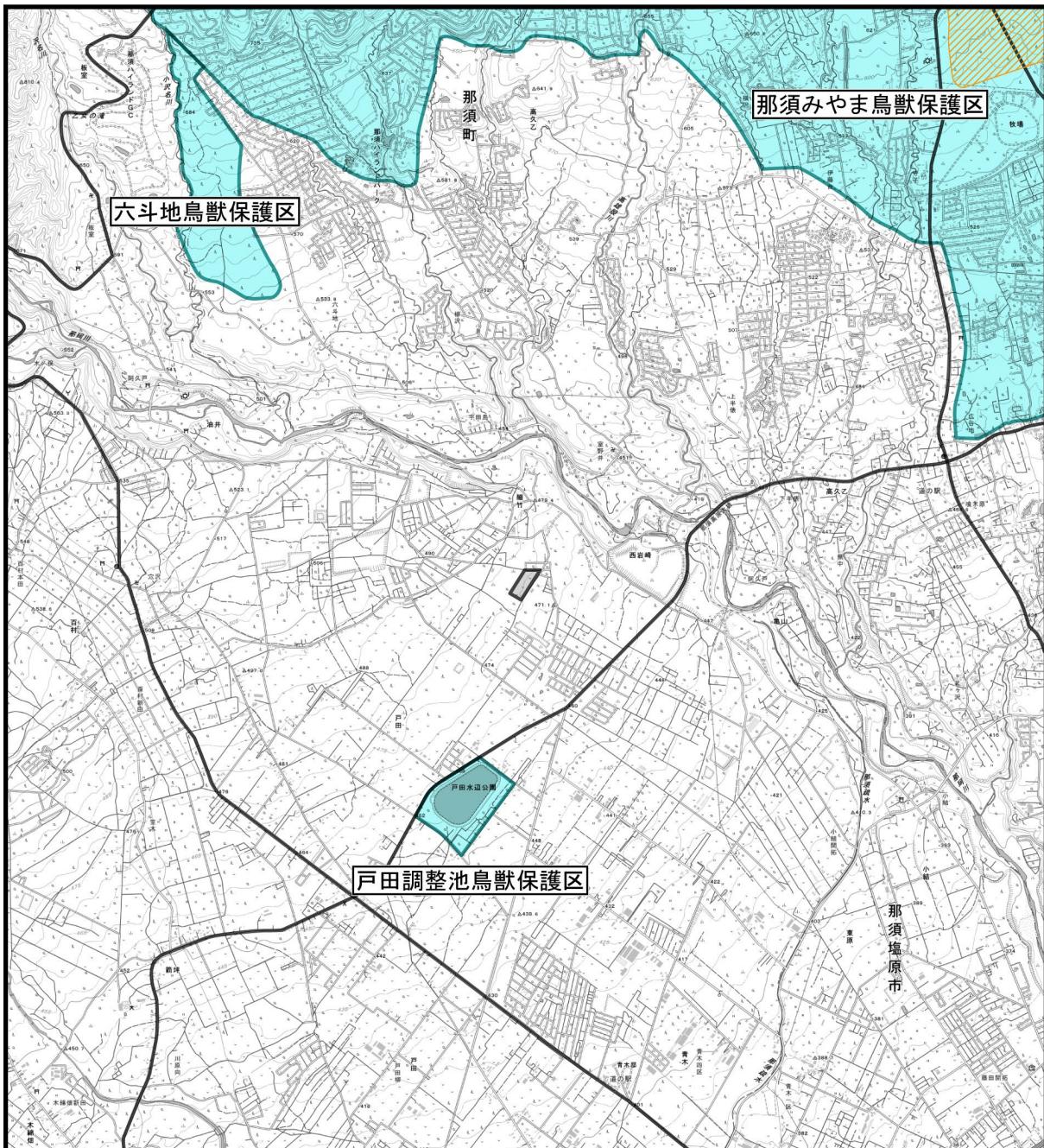


Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

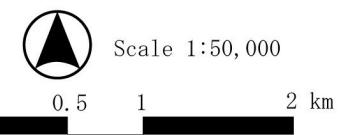
出典：「日光国立公園区域図」(環境省HP 閲覧：令和5年3月)

図 3.2.10-1 自然公園位置図



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 鳥獸保護区
- △ : 鳥獸保護区特別地区



出典：「栃木県鳥獸保護区等位置図（令和4年度）」（令和4年 栃木県）

図 3.2.10-2 鳥獸保護区位置

③ 文化財

ア. 指定文化財

対象事業実施予定地の周辺に位置する指定文化財（史跡、建造物、天然記念物）は、表 3.2.10-24及び図 3.2.10-3に示すとおりである。

対象事業実施予定地には文化財は存在しない。

表 3.2.10-24 指定文化財一覧

区分	種別	名称	指定年月日	所在地
国	重要文化財	那須疏水旧取水施設	平成18年7月5日 平成29年2月23日追加指定	西岩崎地内 (那須疏水公園)

出典：「文化財一覧」(那須塩原市HP 閲覧：令和7年5月)

イ. 埋蔵文化財

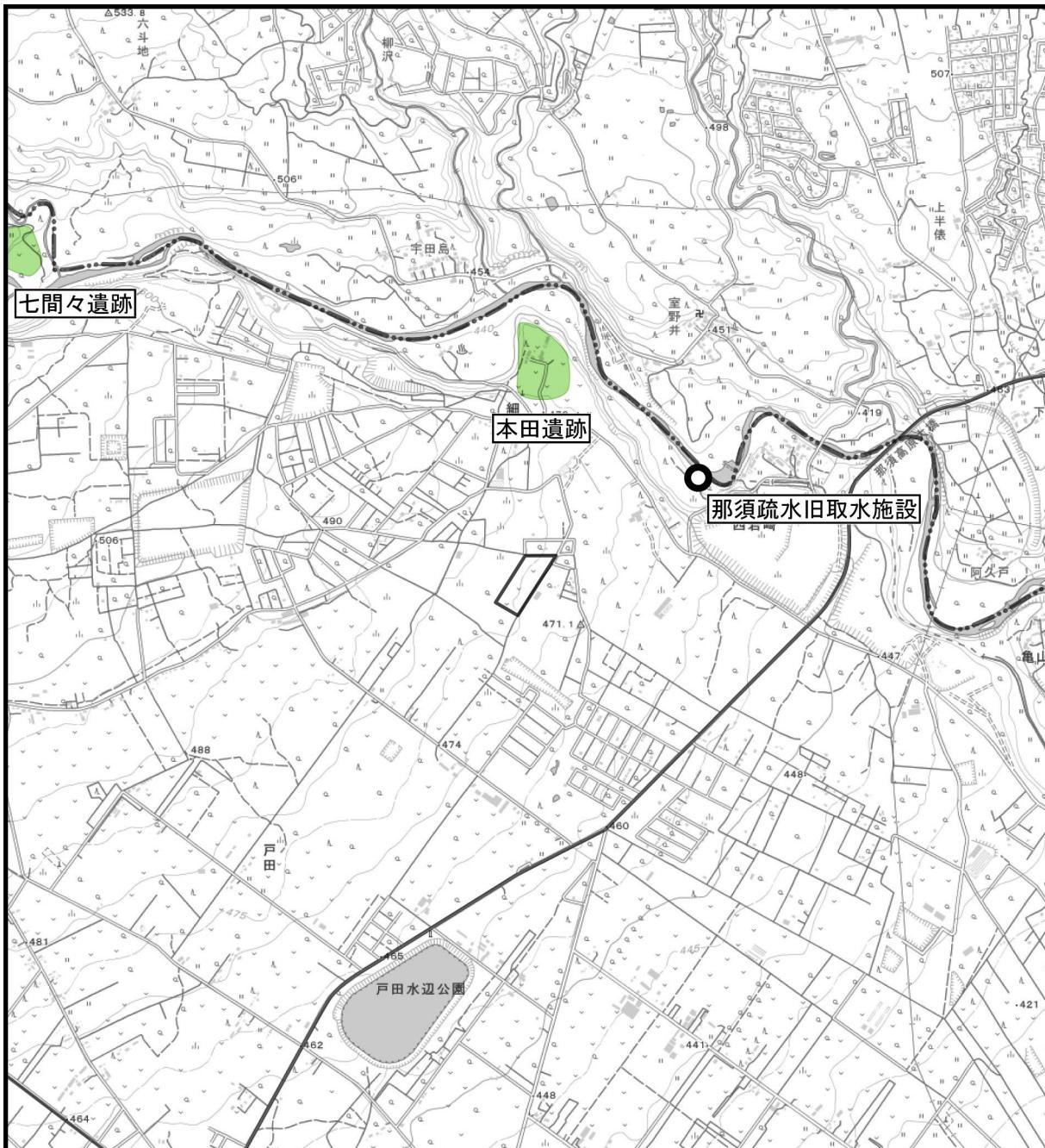
対象事業実施予定地の周辺における埋蔵文化財の分布は、表 3.2.10-25、図 3.2.10-3に示すとおりである。

対象事業実施予定地には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.2.10-25 埋蔵文化財包蔵地

名称	種別	時代
七間々遺跡	散布地	縄文
本田遺跡	散布地	縄文・中世

出典：「那須塩原市地図情報配信サービス」
(那須塩原市HP 閲覧：令和7年5月)



凡例

- : 対象事業実施予定地 (Planned implementation site for the target project)
- : 文化財位置 (Cultural property location)
- : 埋蔵文化財包蔵地 (Site of buried cultural property)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「那須塩原市地図情報配信サービス」(那須塩原市HP 閲覧：令和5年3月)
 「文化財一覧」(那須塩原市HP 閲覧：令和5年3月)

図 3.2.10-3 文化財等位置

④ 景観保全関係

ア. 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成16年 法律第110号）に基づき定められた「那須塩原市景観計画」（平成26年10月 那須塩原市）及び「那須塩原市景観条例」（平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号）では、市全域を景観計画区域と定め、表 3.2.10-26に示す行為を届出対象行為としている。また、景観形成重点地区（図 3.2.10-4）では届出対象行為に対し、景観形成基準を設けている。

対象事業は、都市計画法に定める開発行為に該当するため、届出が必要である。

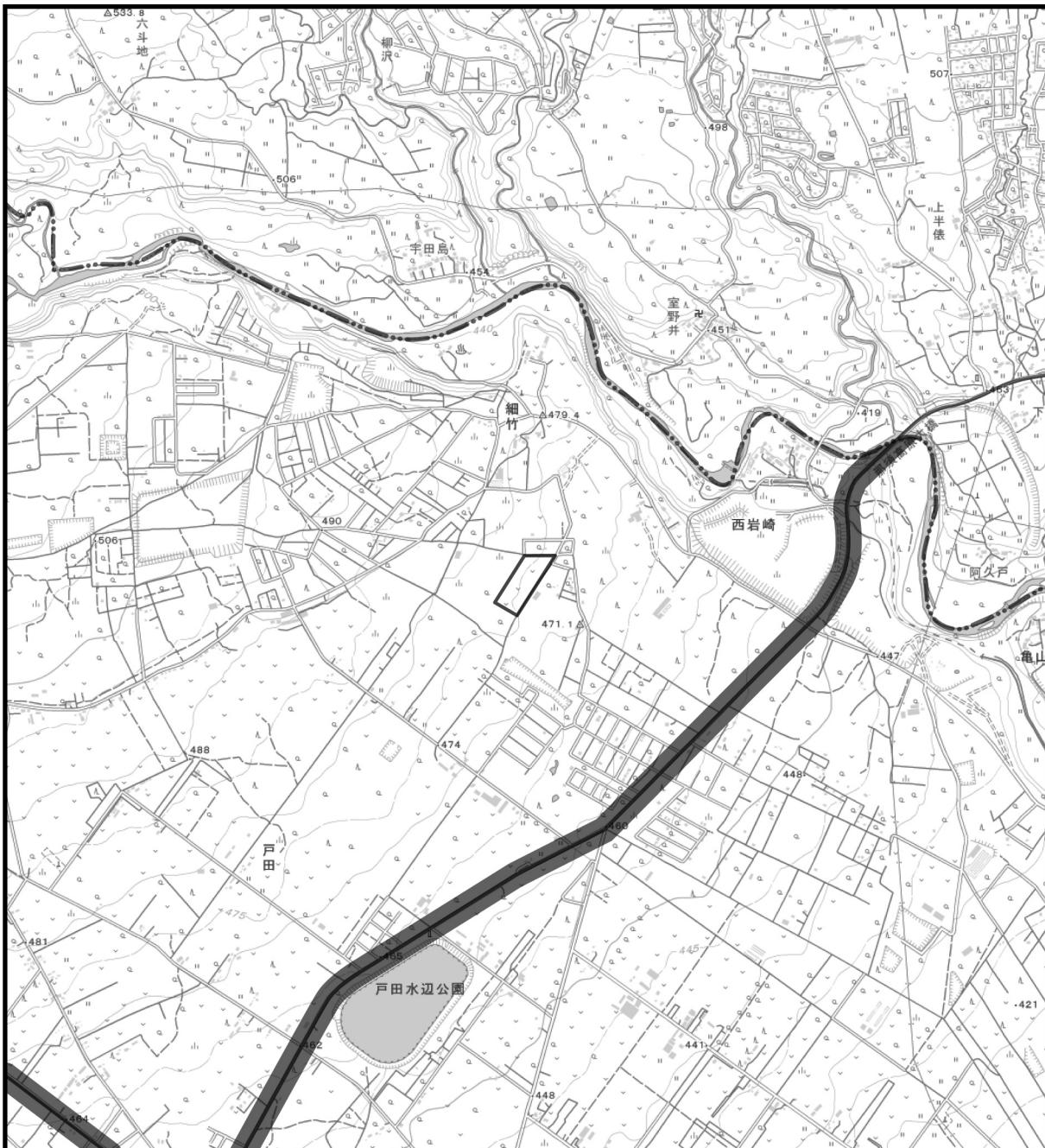
表 3.2.10-26 届出が必要な行為（景観計画区域）

行為		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000m ² を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの
		煙突、排気塔その他これらに類するもの
		高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの
		広告塔、広告板その他これらに類するもの
		記念塔、彫像、記念碑その他これらに類するもの
		鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、電波塔その他これらに類するもの
		電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
		観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
		アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
		ガス、石油製品、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設
		自動車車庫の用に供する施設
		汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
都市計画法に定める開発行為		当該行為の土地の区域の面積が10,000m ² （1ha）超

出典：「那須塩原市景観条例」（平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号）

イ. 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施予定地及びその周囲には、「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）により指定された風致地区はない。



凡例

○：対象事業実施予定地

■：景観形成重点地区



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「景観計画重点地区区域図」(那須塩原市HP 閲覧：令和5年3月)

図 3.2.10-4 景観形成重点地区